

## 8. さまざまな交通機関の割引制度

### 1) JR旅客運賃の割引

身体障がい者手帳，療育手帳を所持している方がJRを利用する場合，運賃が割引になります。

対象者	身体障がい者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問合せ	各駅等 ※購入方法は，事前に各駅等に問い合わせください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者（1名）〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者（1名）又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名）〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第2種障がい者（12歳未満）の介護者（1名）〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券	50%	通勤定期乗車券の発売となります 第2種障がい者は割引対象にはなりません。
第1種，第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます）

※1 JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は，1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※2 障がい者と介護者のご利用になる場合は，同一区間の乗車券類の購入となります。

※3 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

### 2) 県内バス（路線）運賃の割引

身体障がい者手帳，療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合，運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	利用方法	問合せ
第1種障がい者（本人及び介護者）	普通乗車券 定期乗車券	各運行会社が設定する割引率	料金支払いのとき手帳を提示してください	各運行会社の窓口
第2種障がい者（本人のみ）	普通乗車券 定期乗車券		料金支払いのとき手帳を提示してください	

※精神障がい者保健福祉手帳を所持している方の割引運賃額等については，各路線バス事業者によって異なりますので，各運行会社の窓口へお問い合わせください。

### 3) タクシー料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対象者	身体障がい者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください。
問合せ	茨城県ハイヤー協会 電話 029-247-6602 FAX 029-247-2114

### 4) タクシー料金の助成（福祉タクシー券）

通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、初乗り運賃を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳1級・2級の方</li> <li>・療育手帳㊤・Aの方</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳1級の方</li> <li>・特定疾患医療受給者、又は特定疾患医療券を受けている方</li> <li>・満70歳以上の高齢者のみの世帯でかつ市民税非課税の方</li> <li>・満70歳以上のひとり暮らしでかつ市民税非課税の方</li> </ul> ※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方 ※満70歳以上の方は、同一敷地内に親族等が居住していない方
助成額	初乗り運賃を助成します。年度24枚（慢性透析療法を実施している方は年度48枚） ※利用券は、譲渡、再発行はできません
手続	対象者の印鑑及び障がい者手帳をお持ちの方や特定疾患医療を受けている方は、障がい者手帳や特定疾患医療を受けていると分かるものを必ず持参してください
窓口	社会福祉課

### 5) 有料道路通行料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。ただし、有効期限（最大2年間）があり、更新手続きが必要です。

対象者	身体障がい者手帳又は療育手帳所持者	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者が自ら運転する乗用自動車で、本人又はその親族が所有するもの（営業自動車は除く）※1台のみ</li> <li>・第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する車で本人又はその親族が所有するもの（営業自動車は除く）※1台のみ</li> </ul>	
手続	ETCを利用しない場合	・手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
	ETCを利用する場合	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETCカード（原則として障がい者本人名義のもの）</li> <li>・ETC車載器セットアップ申込書・証明書</li> </ul>
窓口	社会福祉課	

## 6) 国内航空旅客運賃の割引

満12歳以上の身体障がい者手帳，療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している方が国内航空を利用する場合，運賃が割引されます。

対象者	障がい者手帳所持者（介護者1名適用の場合あり）
手続	航空券を購入するときに，手帳を提示してください。
割引運賃	各航空運送事業者が設定する額
問合せ	各航空運送事業者

## 7) 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障がい者手帳，療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方について，旅客運賃が5割引，乗用車運賃が1割引となります。なお，第1種身体障害者手帳，第1種療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方については，付添人（1名のみ）も同様の割引となります。乗船手続きの際に手帳の提示が必要となります。その他，詳細については運航会社へお問い合わせください。

利用方法	乗船券の販売窓口で手帳を提示してください。
問合せ	大洗港を発着するカーフェリー会社

## 8) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身体障がい者手帳，療育手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合，運賃が割引になります。

対象者	身体障がい者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください
利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問合せ	つくばエクスプレス線各駅 ※購入方法は，事前に各駅にお問い合わせください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者（1名） 〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者（1名）又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名） 〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	小児定期旅客運賃については割引を適用しません。 障がい者が小児の場合は介護者のみ割引を適用します。 介護者に対しては通勤定期乗車券のみ発売となります。
第2種障がい者（12歳未満）の介護者（1名） 〔介護者と一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券	50%	通勤定期乗車券の発売となります。 第2種障がい者は割引対象にはなりません。
第1種，第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	距離による制限はありません。（つくばエクスプレス線内のみ）

※1 障がい者と介護者のご利用になる場合は，同一区間の乗車券類の購入となります。

※2 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

## 9) 守谷市コミュニティバス（モコバス）運賃の免除

身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳を所持しているすべての方がモコバスを利用する場合，運賃が無料になります。

対象者	身体障がい者手帳，療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳所持者及びその介護者（1名）
利用方法	バス乗車のとき乗務員に手帳を提示してください。
問合せ	都市計画課

## 10) 守谷市デマンド乗合交通

事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行する乗合交通です。利用登録できる方は次のいずれかに該当する方です。

対象者	① 65歳以上の方 ② 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ③ ①，②の同伴者（利用者1人につき1人乗車可能） ※自分で，もしくは同伴者の手を借りて乗り降りができる方 ※利用対象者が中学生以下の場合は，保護者の同伴が必要
手続	都市計画課等にて利用登録を行い，事前に予約の電話をしてください。
運賃	300円（②の方は，200円 ※中学生以下は無料）
問合せ	【利用登録に関すること】 都市計画課 【運行予約に関すること】 デマンド予約センター 電話 0297-44-7700